

高知県生産性向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、職場内の生産性向上・職場環境整備等を図るため、県内において、知事が認める病院又は診療所、訪問看護ステーションが行う生産性向上に資する設備導入等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者、補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象事業者、補助対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助金の交付額は、別表第1の補助対象経費の実額の合計額と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、補助対象事業者はその他関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に前号の変更（中止・廃

- 止) 承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第3号様式による知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、知事はその全部は一部の返還を求めることができる。補助対象事業者は知事からの請求に応じ補助金を返還しなければならない。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき
- (2) 本要綱第6条の条件に違反したとき
- (3) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- (4) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の1月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、申請時に報告を行っている者はこの限りでない。

2 補助対象事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第5号様式による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を納付するよう命ずるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助対象事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助対象事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(立入調査)

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。